

●●● 第3章 ゆとりとうるおいのある環境の形成 ●●●

経済社会の発展、成熟に伴う価値観の多様化により、環境に対するニーズも高まっている今日では、公害の防止や自然環境の保全にとどまらず、身近な緑や水辺、美しい街並みや歴史的な景観等といった、私たちの生活にゆとりやうるおいをもたらす快適な環境を創造していくことが重要になっています。

第1節 緑の空間の保全・整備

緑は、日常の生活において、人々にゆとりやうるおいをもたらすとともに、水、大気などの浄化機能や動植物の生息地又は生育地を確保する等、自然と人間が共生する生活環境を形成する上で重要な役割を担っています。

1 都市公園

都市公園は、道路、広場と一体となって都市の骨格を形成し、都市の無秩序なスプロールを防止し、あるいは良好な風致景観を備えた地域環境を形成し、自然とのふれあいを通じて心身ともに豊かな人間形成に寄与するとともに、スポーツ・レクリエーションの場の提供、公害・災害の発生の緩和、また、避難・救援活動の拠点地となり、さらには大気の浄化、浮遊ばいじんの捕捉、防音、遮熱等、非常に多くの機能を有する都市の根幹的施設です。

2 都市公園等の整備状況

本県における都市公園等（カントリーパークを含む）は、平成21年3月末現在、18市17町において、1,188カ所、約1,830haが開設されており、県民1人当たりの都市公園等面積は、12.8㎡です。（資料編10－(1)）

(1) 市町村都市公園の整備状況

平成20年度は、3市2町、9箇所において、それぞれの地域の特色を活かした都市公園の計画がされ、整備が行われています。（資料編10－(2)）

(2) 県立公園の整備状況

本県では、8公園、237.1haの県立公園が開設され、現在、吉野公園、北薩広域公園の整備を進めています。（資料編10－(3)、10－(4)）

3 街路緑化

県管理の道路において、歩道（原則として幅員2.5m以上）、中央分離帯及び廃道敷など自然条件や道路の状況などを勘案して、うるおいのある都市環境や沿道景観の形成を図るため、地域に適した植栽を行っています。（資料編10－(5)）

4 緑化の推進

平成14年3月に策定した「新グリーンプラン21（県緑化基本計画）」に基づき、「みんなでつくるみどり豊かで潤いのあるかごしま」を基本目標に、県民と民間企業・団体・行政のパートナーシップや、県民総参加による緑化の推進に取り組んでいます。

第2節 水辺空間の保全・整備

渚、川辺、湧水等の水辺は、生産や国土保全の場として機能しているほか、スポーツ、水遊び、魚釣りなど、水とのふれあいの場や動植物とのふれあいの場としての利用など、人々の生活にとって貴重な価値を持つ空間となっています。

また、名水百選に選定された川辺町清水湧水や霧島山麓丸池湧水（湧水町）、屋久島宮之浦岳流水をはじめ、各地に湧水や流水があり、地域の人々に親しまれています。

1 河川的环境整備

県では、河川が水と緑のオープンスペースとしてうるおいを与え、地域におけるふれあいの場となることから、河川事業による河川の実整備などにより水辺に親しむ施設や自然環境に配慮した河川の実整備を進めています。また、砂防事業においては、多様な自然環境を保全し、次世代へ引き継いでいくため、「鹿児島県溪流環境整備計画」に基づき、地域の特性に応じたキメ細やかな溪流環境の実整備を推進しています。

（資料編10－(6)）

2 港湾的环境整備

本県の港湾は県民の輸送基盤の根幹をなし、地域物流の拠点として重要な役割を担っています。近年、社会情勢の変化の中で従来の物流・産業の面のみならず、文化・レクリエーションの面も合わせ持ったウォーターフロントとしての港湾に期待が高まっています。

港湾の環境整備については、港湾利用者・周辺住民が、海とふれあうことのできる快適で賑わいのある空間や緑地・広場等の整備を行いました。（資料編10－(7)）

3 漁港の環境整備

漁港は、漁業生産活動の拠点であるとともに、漁村地域の住民にとっては日常生活の場でもあることから、快適でうるおいのある漁港空間を形成するために、水辺に親しむ施設や、緑地・広場などの整備を行いました。（資料編10－(8)）

4 海岸の環境整備

海岸環境整備事業などにより自然環境や生活環境に配慮しながら、うるおいのある海岸空間の実整備を行っています。（資料編10－(9)）

第3節 景観の形成

本県は、広大な県土の広がりの中に、多彩で豊かな自然や歴史・文化資源に恵まれており、人々の生活との調和が生み出す美しい景観は、本県の大きな魅力になっています。

また、うるおいと安らぎのある良好な生活環境に対する県民ニーズの高まりの中で、誇りや愛着の持てる個性豊かな美しい景観づくりが求められていることから、県では、本県の特徴を生かし、県、市町村、県民、事業者等が一体となった景観形成を推進するため、鹿児島県景観条例に基づき、平成20年度には以下の事業を行いました。

1 景観形成の普及啓発

(1) 景観セミナーの開催

専門家、実践者等がディスカッションや地域住民等との意見交換などを行い、地域の特性を生かした景観形成の取組を促進しました。

(2) 地域リーダー等研修

商工会や地域づくりリーダー等を対象に実施される研修等において、景観形成について普及啓発を行いました。

2 景観形成の実践活動への支援

(1) 景観アドバイザーの派遣

市町村や地域づくり団体等による地域の特性を活かした景観づくりを支援するため、まちづくりや緑化等の専門家を景観アドバイザーとして派遣しました。

(2) 地域ぐるみ景観づくり活動支援

良好な景観の形成に関し、地域ぐるみの景観形成の促進に資すると認められる団体を「景観づくり推進団体」として認定し、取組に当たって必要な物品を支給しました。

3 景観法を活用した取組の推進

地域における良好な景観の形成を促進するために、景観法に基づき規制誘導等を行うことができる景観行政団体として2市1町について知事同意を行い、景観行政団体の数は合計18市町となりました。

4 景観に配慮した公共事業の推進

(1) 鹿児島県公共事業景観形成基準の策定

景観に配慮した公共事業の実施を推進するため、公共事業を実施するに当たっての基本的方向性を定めた「鹿児島県公共事業景観形成基準」を策定しました。

(2) 職員研修の実施

県、市町村の技術職員に対し、景観形成について研修を行いました。